

● 180 日を超えた日以降の入院に係る療養費

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えた場合、

1 日につき入院基本点数の 15% に消費税 10% を加算した額を特定療養費

として徴収させていただきます。

ご負担額：2,412 円（税込） / 1 日につき